

## 東近江市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月25日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市消防団条例の一部を改正する条例

東近江市消防団条例（平成17年東近江市条例第232号）の一部を次のように改正する。  
第9条第3項中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条を次のように改める。

（報酬）

第10条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、別表に掲げる区分に応じ、同表に定める額の年額報酬を支給する。ただし、新たに団員となった者はその月から、退職又は死亡した者は当月分までを、月割計算をもって支給する。

3 団員が災害、訓練等の職務に従事する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の出動報酬を支給する。

(1) 災害出動の場合 1回につき3,000円（出動した時間が3時間を超える場合にあっては、1時間につき1,000円を加算した額）

(2) 訓練その他の出動の場合 1回につき2,000円（出動した時間が4時間を超える場合にあっては、1時間につき500円を加算した額）

4 年額報酬は毎年3月に（退職又は死亡した場合にあっては、その都度）、出動報酬はその都度、それぞれ支給する。

第12条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

別表中「報酬」を「年額報酬」に、「36,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 提案理由

消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員の報酬等を見直したく、本議案を提出するものである。